

住宅支援資金返還明細書

年 月 日

社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会 理事長 殿

借 受 人 決 定 番 号

住 所

氏 名 印

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会高等職業訓練促進資金貸付規程等の規定を守り、貸付けを受けた住宅支援資金を以下の計画に基づき滞りなく返還いたします。

| | | | | |
|---------------------------------|----------------|-------------------------------|-------------------------------|--------|
| 資金の種類 | 住宅支援資金 | | | |
| 返還総額 | 円 | | | |
| 返還期間 | 年 月 から | | 年 月 まで | |
| 返還方法 | 種別 1 | 一括 ・ 年賦 ・ 半年賦 ・ 月賦 | | |
| | 種別 2 | 振込 ・ 定額自動送金 | | |
| 送金口座 (種別2で定額自動送金を選択した場合のみ記入) | 金融機関 | (金融機関等の名称) | | (支店名称) |
| | 口座の種類 | <input type="checkbox"/> 普通預金 | <input type="checkbox"/> 当座預金 | 口座番号 |
| | (フリガナ) 口座名義 | | | |
| 備考 | | | | |

備考

- 1 資金の種類、返還方法の「種別1」「種別2」欄は、該当する項目に○を記入する。
- 2 第104号様式の2に返還計画を記入する。
- 3 納期限は支払月の月末とする。ただし、返還方法の「種別2」で定額自動送金を選択した場合、支払月の15日を支払日とする。また、定額自動送金の手続きは返還計画の承認後に行うこと。
- 4 返還期間は60月までとする。
- 5 年賦、半年賦、月賦の場合、端数が生じた場合は、当初又は最後の返還時に加算すること。
- 6 返還の遅延が発生した場合、返還すべき金額に対し年利3%の延滞利子が加算されることがある。
- 7 借受人の印は印鑑証明の印鑑とする。